

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第五十号

昭和二十九年六月三日(木曜日)午前十一時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
小林 武治君

委員

伊能 芳雄君
伊能 繁次郎君
木村 守江君
長谷山行毅君
館 哲二君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君

国務大臣

小坂善太郎君

政府委員

青木 均一君

国家公安委員長

斎藤 昇君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

本日の会議に付した事件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)

○警察法の施行に伴う関係法令の整理

に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

警察法案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案を議題に供します。逐条審議の第二章の質疑の続行をいたします。

○若木勝蔵君 昨日は質問しかけているうちに休憩に入つたので、続いて私質問したいと思ひます。

国務大臣を国家公安委員会の委員長にするという問題は、これは昨日もお話した通り重要な問題でありますので、いろいろ／＼それについて質問したいと思ひます。それでこの問題は第十條の第三項にも関係がありますので、その方面からいろいろ／＼伺いたいと思ひます。昨日の私の質問に対しまして国務長官の御答弁があつたわけでありまして、途中であつたものではつきりしておらない。私の聞いたのは「政界その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。この「積極的に政治運動をしてはならない」ということは具体的にどういふうなことを言つておられるのか、これを伺つたのであります。それに対する御答弁はまだなかつたように思ひます。これを具体的に説明して下さい。

○政府委員(斎藤昇君) 積極的な政治運動と申しますのは、ただ普通の何と申しますか、国民として政治的意見を發表するとか、或いは政治的なこと

に觸れて講演をするとかということではなくて、特別の政治目的を以て、その目的を推進するために政治活動の活動を積極的な政治運動、かように解しております。

○若木勝蔵君 そういたしますと、委員はそういうことはできないのであるが、委員長については何もここに出席しない。委員長が現在のように政党内閣である以上は、或る政党内閣に所属しておるものである。それでは委員長はどうなるのか、こういう運動ができるのかできないのか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 委員長は国務大臣でございますから、無論制限はございせん。ただ職務的に公安委員長となられた場合は、他の国務大臣よりもそういう方面におきましては自制をされるということが当然であると存じます。法律によつてこれを制限するといふことは考へていないのであります。

○若木勝蔵君 私はそこに問題があると思ひます。委員は委員長であるといふ立場から、而も国務大臣であつて政党内閣に属している。これはもう法律的にはそれは何らの拘束がなない。こういうことになりましたら、法律にきめられておつてもその限界を超えてやる人さへあるものであります。い

はできる。そうなつて参りますと、この国家公安委員会というものは非常にこれは警察の政治的中立を超えてしまふ。この虞は多分にあるといふことは考へられるのであります。この点一つ長官の御見解を伺いたい。

○政府委員(斎藤昇君) これは關係が委員長になることによつて政治的中立性が侵されるかどうか、政府といたしましてはさうな心配は毛頭ございせんといふことをたび／＼大臣からも繰返しておつしやつておられますが、それと同一の問題でありまして、五人の公安委員が中立性を保つ公安委員会であるといふことによりまして、さうな心配はないと考へております。

○若木勝蔵君 あなたはここの警察法の立案に参画されたと思ひます。であります、今のようなお考への下に、一体国務大臣であるところの委員長がこういう積極的な政治運動をしてはならないという規定をなぜ入れなかつたか、今のようなお考へから入れなかつたのであるか。私は他の委員よりも国務大臣であるところの委員長の場合を規定するのが本当ではないか。本當にこの公安委員会というものは政治的中立の立場から中立するといふことになれば、私はさう行かなければならない、これについてどうお考へですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御意見は御意見として承ります。私はさうなことはなかつたと思ひます。御意見として承ります。私はさうなことはなかつたと思ひます。御意見として承ります。私はさうなことはなかつたと思ひます。

はないといふ答弁は、私は非常に不満だと思ひます。それではさうなことがないといふ一つの理論をお話してもらいたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) この点については、従来総括質疑の際にしばしば問題として取上げられ、しばしば／＼お答へをしております。

○若木勝蔵君 私は休んでおる。

○国務大臣(小坂善太郎君) そういう際の答弁におきましても申し上げたのでございまして、国務大臣が委員長でありまして、国務大臣の意思というものを委員会の表決の際に表示することはできない、これは規定上から明瞭でございまして、そこで国務大臣という地位に鑑みまして、国務大臣が如何なる良識を以て行動するべきかといふことは、この地位上から来る当然の制約があるものであります。そういう問題については、特に法文を以て謳わなくても、今言ふような實際の心組みとしての規制もございまして、又制度上からするとそのようした意思が特に公安委員会に反映しないという点から見まして、必要はないといふのであります。

○若木勝蔵君 それでは具体的に伺ひますが、委員長であるところの国務大臣は、今のようないわゆる政治的討論会であるとか、或いは意見發表会であるとか、そういうことには一切出られないことになるのであるか、或いはさう／＼いふことについては全部

いわゆる自衛的には制限を受ける、こういう具体的な事項について伺いたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はそういう問題についてはおのずから世間並みの常識の範囲というものがあろうのであります。私どもの常識を以ていたしますれば、いわゆる警察的な一般を訓育するという趣旨のものは政治運動とは解されないでございまして、そういうものの範囲に限られる、かように思ふ次第でございまして。

○若木勝蔵君 若し委員長であるところの国務大臣が、今私の申し上げたようなこの政党的大会であるとか、いわゆる積極的な政治運動に資するような個所に出て、そうして政見を発表したりしたとしたならば、これはまあ別にここに法律に規定がないのでありますから、何か別な方面の制裁とか何とかいうものはあるのですか、この点を伺いたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 例えは法務大臣が或る政党内に属してある、自由党なら自由党に属してある、自由党の大会に出る、こういうことは従来行われておることでありまして。そうしたことは政党内である以上は当然であると思ひます。ただここに積極的にその地位を利用しての政治活動ということが良識によつて規制せられるのであるという事を申し上げておるのであります。

○若木勝蔵君 その常識から考えまして、いわゆる選挙運動とか選挙の場合の応援とかいふような場合におけるところの運動はどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(斎藤昇君) これは只今大臣からおつしやいましたように、例えは法務大臣が他の大臣と全く同じよう

な政治活動をされるかされないか、これはおのずから一般の常識というものがあつて存じます。その限度でありまして、これは常識問題でございまして、場合によれば常識よりもはるかに、場合によれば常識よりもはるかにという行動をとる場合もあるかも知れません。それは又一般の世論によつて批判をされるという程度でよろしいのであります。公安委員長に国務大臣が入れられまして、五人の公安委員が入れられるということによつて警察の中立性は十分保たれる、このことをたび／＼申上げておるのでございまして。

○若木勝蔵君 そうしますと、まあそれは他の批判を受けるからそれでいいという事になりますと、だん／＼そういうことから推して行きますれば、結局国務大臣は積極的な政治運動をしてはならないという委員の場合と私は同じになつて来ると思ひます。それならば明らかにこの中に委員長というものを入れてもいいと思ふ。良識として考へて行くのでは、この法文として、委員と一致して来るのであれば、法文に明らかにすればいい。これはこの警察の中立というものを守る上に非常に私は重要なものだと思う。この点を伺いたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 公安委員会の委員は、公安委員会の意思を直接表決によつて決するものでありますから、その際は極めて厳格であると思ひます。委員長は国務大臣としての地位から鑑みまして、おのずから或る規制があるものでありますから、これにつきましては政党内であれば、その政党内としての当然の職務をやつていいと思ひます。なお委員の場合は五年間とい

うものは保障されております。然るが故にこれについては特に保障されていふという半面において、この辺の規制は必要である。国務大臣の場合にはそうした身分は保障されておられません。一般の良識によつて、良識にはなされたことをすればその地位を失うということに当然予想されますから、そこにおのずからなる規制というものは行動の上にも現われて来るを得ない、こういうことであると思ひます。

○若木勝蔵君 それでは他の場合に一つ問題を移して考えたいと思ふのであります。これは公安委員長もおいでになつてゐるかも知れませんが、おいでになつてゐますか。

○委員長(内村清次君) 見えております。

○若木勝蔵君 国家公安委員会が昨年の、昨年ということになると二十八年度であります。その四月から二十九年度の三月まで一カ年の間、これは何回開かれて、出席の人員はどういうふうになつてゐるか、これを伺いたい。

○政府委員(青木均一君) 詳しいことは只今私の手許にありませんから、事務局をして御報告いたさせたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 公安委員会は毎週一回例会として集まるということに原則にいたしております。そのほか緊急の要のある際には参集を頂くのであります。昨年一カ年間に於きまして、緊急の要があるとしてお集り頂いたのは二、三回ぐらいであつたかと考へております。それ以外には毎週一回ということでございます。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございまして。

○若木勝蔵君 出席の状況はどういうふうになつておりましたか。

○政府委員(斎藤昇君) 出席の状況は全員の場合、四人の場合が大体半々ぐらい、ときによると三人の場合もございまして。重要なときには全員御参集して頂くということが励行されております。

○若木勝蔵君 私はこの問題で非常にその点重要だと思ふのです。資料はあります。出席の状況を現わしたところの資料はないか……。

○政府委員(斎藤昇君) 資料はございまして、御必要であればお手許に差し出しをいたします。

○若木勝蔵君 私はそれが要なんです。

○加瀬完君 今の若木委員の質問に關連しての問題であります。現行法によると、公安委員長は委員の互選で任期は一年となつておるわけでありまして。この任期が一年というものは、同一人が長く委員長の職にあることは若干弊害が起るのじやないかということを防いでの制定というふうにも考へられるが、今度は国家公安委員長は国務大臣でありまして、任期がないわけでありまして。そうするとそういう弊害が当然起つて来るというふうに思われるのであります。現行法と今度は任期のないところの無制限な国務大臣の公安委員長との職と、この点について現行法との関係でどうなうにお考へになつてゐるのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 委員長は任期が一年になつておりますのは、御承知のように五人の公安委員のおかたは

毎年一人ずつ更新をするという建前になつておりますから、その更新のたに互選によつて委員長を選ぶ、さうなわけで一年という事に相成つておるのでございまして。現実におきましては、過去六年の間で委員長は二人、お代りになつたのは二人だけでございまして。

○加瀬完君 又現行法の十条によりまして、委員長は会務を總理するとありますが、改正法によりまして、会務を總理し委員会を代表するとあります。今まで担当大臣、或いは國警長官の御説明による国家公安委員長というのは、委員会をそういうふう主宰するよう強い立場ではなくて、いわば連絡係のようなものだという御説明があつたわけでありまして、会務を總理するといふは、更に委員会を代表するといふふうなはつきりした文言が謳われておりました。今までの御説明とこれはちよつと合わないと思ひます。その点どうですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは現在におきましては、委員長は委員会を代表するといふことが書いてあります。そので、従つて委員会として行動いたします場合に、すべて委員会という名前です。これは非常に不便でありまして、實際問題といたしましては、公安委員会委員長何の何がしといふことですべて処理をいたされておるのであります。それでこれを法律上はつきりやれば、正式の場合においても代表をするといふことを認めておくほうが事実上合うし、便利であるという見地からかうにいたしたのであります。

○加瀬完君 非常に今度の改正法は全

体を通じて便宜主義が根柢になつてお
 るのでありますが、何回も繰返されま
 すけれども、その点は重要であります
 から、もう一度繰返したいのでありま
 すが、行政委員会というものの性格
 は、個人が行政委員会を代表するとい
 うことでなく合議制で、数人によりま
 す合議制のその委員会そのものでなけ
 れば委員会の代表とはならないとい
 う立場をとつておるわけであります。今
 度こういうふうに国務大臣である委員
 長が、委員会を代表するということにな
 りますと、行政委員会の今までの性
 格というものは薄められて来ておる。
 それは結局行政委員会のいい意味の合
 議制の制格というものが払拭されまし
 て、ただ公安委員長という名前だけを
 借りた国務大臣が公安関係の事務全部
 に対して總理をし、或いは管轄をする
 という形をとつて来ておることになる
 わけであります。この点どうですか。

○政府委員（斎藤異君） 行政委員会も通例はその委員会を委員長が代表するということを法律に書いておるのが通例であります。現在の公安委員会のように代表することを書いてないのがむしろ異例でございます。別段公安委員会を代表するからといって、公安委員会の決議に基かないで、意思決定にあつらざるものを公安委員会の意思なりとして表明するわけには参らないことは申すまでもございません。

○加瀬宪君 国家公安委員長の只今までの御説明によれば、国家公安委員長の性格というものは、これは普通の行政委員会の委員長のごとく、委員から互選されたものでもなければ委員でもない、こういう立場で委員長の性格というものが説明されておる。委員でも

なければ委員から互選された委員長でもない、委員とは別個の立場のものだ、という、そういう委員長というものにと、委員会を代表させました、或いは行政委員会の性格をこの委員長によりまして曲げられるのじやないかという心配のあるような権能を持たせるといふことも私どもには腑に落ちない。この点の説明を求めているのです。

○政府委員(斎藤晃君) この代表するといふ権能につきましては、委員の性格を曲げる、或いは委員長の専横を許すというような内容は全然含まれていないと解釈をいたしております。

○加瀬亮君　それは勿論です。法規の中に委員長の専横を認めるという法規があり得るはずのものじやない。併し委員会は委員長が招集する、委員長の出席がなければ開会できない。可否同数の場合には委員長が決すると、こういう幾つかの新しい条項というものを

のが盛込まれておる。そうするとそれは委員長の権限というものが現行法の委員長よりは遙かに遠う意味において強化されておるのです。そうなつて参りますと、これは国家公安委員長というものに公安委員会の或る程度の権能というものを現行法よりも強く認めたということに当然解釈できると思ひます。そうじゃないですか。

○政府委員（齋藤昇君） 現在の委員会
の運営は、委員会規定によつて設けら
るゝことに相成つておりますが、この会
議を招集したり可否同数のときには採決
を要したり、こういう点は現状と何ら異
つておりません。ただ法律上委員長が
委員会を代表するということがなかつ
たのを今度そのことを入れたのであり
ますが、これは実際の便宜に従つたに

過ぎないのでございます。

○加瀬完君 委員が現行法のように委員の意見によつて委員会が決定されるならば何ら問題がない。委員でない委員長というものが現在の委員であるといふところに問題があるのです。その点をお伺いしたい。

○政府委員(斎藤勇) ちよつと御質問の趣旨が汲み取りかねますが、それは委員でない者を委員長にするのは適当じやないじやないかというところに帰着するのじやないかと存じます。

○加瀬宗男 もう一度質問します。現行法は公安委員である者によつて公安委員会が構成されており、その中から委員長が互選されておる。ですからその公安委員会の意見というのは、委員以外の意見というものは差しはさまれ余地がない。これは行政委員会として完全な性格を持つておる。ところが今

賤は公安委員でもない委員長の公安委員会そのものの意思決定というものにな大きな幅を差しはさんで来ることになるので問題があるのだ。そういう点今の現行法の委員長と、今度の委員長というものの性格が違つておるのだから、今の委員長はこうだから今度の委員長もこうだということにはならないじやないか。現行法ならば委員以外の

者が委員会で発言ができないのた。今度委員以外の委員長に大きな権限を持たしたということに非常に食い違いがあるのだけれども、その点をもつと説明して頂きたい、こういうわけです。

○政府委員(斎藤昇君) 公安委員会に国務大臣を入れる、この場合に委員として入れるか、或いは委員にあらざる委員長だけとして入れるか、この立法論

でございますが、国務大臣を委員として入れるよりも委員にあらざるただ委員長として入れるというほうが、この公安委員会の中立性を保つのにふさわしい、かように考えてその構成をいたしたのであります。

○加瀬完君 それは委員としては國務大臣を入れることができないからこんな姿でこの形を作つて國家公安委員長というものに國務大臣をした、こういうふうに解釈するのが當然です。それであなたがたはこれを中立性を阻むものでないと言ふけれども、さつき長官は法務大臣の例をとりましたが、法務大臣は、くどいようであります、今度の汚職問閣で十四条を發動してどう

なりましたか、やめているじやありませんか。法務大臣は身分の保障も何も無い、従つてああいふ問題のときに政治責任をとつてやめざるを得ない。今度の公安委員長もこれは今までのよう

な委員長と違ひまして、身分保障というものがはつきり謳われておらない。そうすればはつきりああい政治責任をとつてやめざるを得ない、やめざるを得ないといふことは、逆に政治責任をとつて行動せざるを得ないといふことを裏書きしておる。これで政治的中立であるといふことがこの法文の上で明らかになつていふと言えますか。

○**政府委員(齋藤昇君)** 公安委員会の
意思は公安委員会(の決議によらなけれ
ば決定ができません。委員長(の独断で
警察庁長官を指揮したり監督したりす
ることはできないのでございます)か
ら、只今御敬例になりましたような場
合は生じないと考えております。

○**加瀬亮君** 公安委員会の意思は公安
委員長(だけではなくして、公安委員会

それは当然であります。ところが公安委員会は招集するものは誰ですか。公安委員長が招集しなければ公安委員会の各人がそれ／＼どんな意思を持つていようともし合議機關にかけて合議決定するということはつまびらかにされないじやないですか。而も可否同数になつた場合には委員長がきめるということになると、どうしてもこれは公安委員長長の権限というものが現行法の公安委員長とは遙かに遑つた強いものになるということ、公安委員の意思決定に及んで来るということは当然です。そういう形にならないとおつしやるのですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) この点はしばしば、前にも申し上げましたのでありますが、公安委員長は招集権があるから指揮権があるのだということは、これは独断だろうと思います。法務大臣の檢察庁に対する指揮権の場合を引用して、国務大臣である公安委員長が公安委員を指揮するがごとき見解を以ての御質問でございますが、そうではなないのでございます。委員長及び委員はいうものを以て委員会を構成する例は例えば公正取引委員会においてそうであります。併し公正取引委員会のは委員長は表決権を持つてゐる。国家公安委員会の場合は表決権を委員長は持たない。なぜ持つていないかという、そうした独断的の指揮を自分の意と、思定をそのまま委員会に反映することができない、こういう中立性を維持する、という建前からかような規定を作つておるのであります。御質問の趣旨は私どもの諄明を以て御了解願ひたいと思ひます。それは誤解でございます。

○松澤兼人君 今の問題で二、三質問申上げますけれども、小坂国務大臣、斎藤国務大臣のお話を聞いておりますと、これは政府側の考え方でありまして、これは最後の採決権というものは持つておる。併し一々投票しないのだ。従つて委員長は意思で委員会を拘束することはない。こういう点で委員長が国務大臣になつても公安委員会というものは政治的に中立であり、或いは公正であるということになるのだというお話でありますところが委員でない委員長が国家公安委員会を代表するということは、これはどんなに説明されても納得行かない。と申しますことは、委員長の意思というものは委員会に影響がない、影響がないからこの委員会において決定されたことに對して委員長が外部に對してその委員会を代表して行動するなり、或いは言論をお吐きになるというところは委員長の意思でない、国務大臣であるその委員長個人の意思というふうには了解せられると思うのでありますが、そうではないのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 決議をしたものを誰が代表するかということでありますから、これは法理上何ら差支えないのであります。

○松澤兼人君 この点は加瀬君が言いましたように、普通の委員会であれば委員長もその会議に加わり、場合によつては意思を働かせることができる、そうしてこそ委員会の意向というものがまとまり、決定されたものを外部に発表し、その決定に従つて行動するということ、その委員会を代表する委員長ということになるわけです。ところが御説明によればそういう強い意思表示の機能もないということであつて、委員長とは関係なく委員会の運営というものがなされるところに政府の狙いがある。その委員会の決定を委員長が外部に對して代表するということは、今のような説明ではどうしても納得が行かない。

○政府委員(斎藤昇君) 委員長個人の意思で委員会を代表することはできません。委員会を代表して行動いたしなす際には、必ず委員会の意思として代表しなければなりません。その前に委員会の決議というものがなければならぬのでございます。

○政府委員(斎藤昇君) 委員長が表決権を持つ場合と持たない場合がありまして、この委員会は表決権を持たない場合の委員会でありまして、他の委員会におきましても表決権を持たない、採決権だけしか持たないという委員会におきましても、委員長はその委員会を代表するといふ例は他にもあるのであります。又御承知のように以前の例えれば町村会、これは議長が村長でありました。そしてその町村長がやはり町村会を代表しておつたのであります。法理上不都合であるということはないのであります。

○松澤兼人君 その委員長がその委員会に出席することがあつても、自分の意思をその委員会の決定に加えられるというところが政府の建前で、自分がその決定に加わらないその委員会の決定したことを外部に向つて代表するといふことはあり得ますか。

○松澤兼人君 先般これと似たような委員会に首都建設委員会というものがあつた。これは明らかに建設大臣は委員になつてゐる。ですから明らかに国家公安委員長と国家公安委員会の関係、或いは建設大臣を委員とした首都建設委員会というものは違つたものではございせんか。この点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) その点は先般も申上げましたように、首都建設委員会の委員長の例は国務大臣として委員会に入つておる例を申上げたのであります。お説のように首都建設委員会は委員長は委員として入つておられます。従つて表決権も採決権も持つておられます。この公安委員会は事務の性質上表決権を持つたほうがよろしいか、持たないほうがよろしいか、持たないほうが政府の意図というものが余計委員会に反映をされると思ひます。即ち政府の政治責任が委員会にもつと強くなり、反映ができると思ひますが、強過ぎるはいけません、かように考えまして表決権は持たない、かようにいたしましたのであります。

○松澤兼人君 同じ政府の委員会でありまして、明らかに首都建設委員会におきましては、総理大臣が任命する九人の委員を以て組織すると、こう書いてあります。その中に建設大臣が入つておる、そして委員会には委員長を置いて、その人は建設大臣である、こういうふうになつており、明らかにこの建設大臣の委員長というものは委員であつて、そして委員長である。ですから会議にも加わるし、表決もするし、そういう人こそを代表することとはできるわけでありまして、ところが国家公安委員会の場合はそうではない。それでそういう性格の国家公安委員長が国家公安委員会を代表することができるかどうか、この問題について更に……

○政府委員(斎藤昇君) たゞし申しおきますように、委員会の法理論的な構成をいたしましては、(一)ございまして、委員長を国務大臣にする場合におきましても、これを委員として表決権も採決権も持たせるといふ場合もありまして、又そうでない場合もありません。表決権を持つていないからといつて代表をさせないということも法理ではないので、表決権がなくても代表をさせることができるというものが法理であります。そこでこの公安委員会におきまして、例へば御指摘のように五人の公安委員を以て充てる、そして委員長を国務大臣にする、国務大臣が表決権も採決権も持つ、そうすると一般の委員は四人ということに相成ります。さうな場合に於ける政治的な中立性の守られ方がどちらがよろしいかと考えますと、この政府案が適當である。これは国家公安委員会の政治的中立性というものを強く求めておきます關係上かような規定にいたしましたのであります。もつと政府の政治責任を持たせ得るようにはしたほうがよいといふことであれば、公安委員を五人にしまして、普通の公安委員が四人、委員長は表決権も採決権も持つといふふうにしたほうが政府の政治責任はもつと明確になると思ひますが、これは適當でない、かように判断をいたしましたのであります。

○松澤兼人君 極くありふれた問題で一つお聞きいたします。例へば国家公安委員長である国務大臣がたま／＼大阪なら大阪へ行きまして、その人が將來は現在のような、改正法のような府県警察というものをやめて、戦前のよ

うな国家警察にしたほうがよいといふ発言をした場合に、その委員長の発言は委員会を代表するものでありますか、或いは個人の発言でありますか。

○政府委員(斎藤昇君) 委員会においてさうな意思決定をしておりません以上は、これは個人の発言でございませう。他の委員のかた／＼においてもそういう場合があり得ると思ひます。それと同様でございませう。

○松澤兼人君 それでは委員長の発言なり行動なりといふものは、委員会の決定以外のことはすべて委員長個人の発言であり行動である、こう了解してよろしうございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) さうでございませう。

○松澤兼人君 それは理窟から言へばさうであります。併し若し委員会の決定に逸脱したような言論なり行動なりとつた場合に、これに對して委員会はどのような措置をとれますか。

○政府委員(斎藤昇君) 事実問題として委員長の不信任という問題に相成ると存じます。これは現在の委員会におきましても同様でございませう。

○松澤兼人君 改正法の中におきまして、委員会が委員長を不信任するといふ意思決定をするといふことはできませんか。

○政府委員(斎藤昇君) これは法律上は何らさうな規定はございせん。事実上意思が相反してこの間は何といふますか、思ひにくい空氣がみなぎるという場合は委員長として職務の執行がしにくく、或いは委員とされて非常に困るという、さういつた事実問題によつて解決さるべきものだと思ひます。

○松澤兼人君 その場合四人の委員は

ただ困った委員長だと藤でつぶやくだけでありまして。何らの意思表示をすることはできない。こういう困った委員長は総務大臣が国務大臣をやめさすという以外に手が無い。ところが政府の方針としては将来は戦前のような国家警察にしたいという考えがあれば、委員会にとっては困った委員長であつても政府にとってはそれは非常に有能な公安委員長であるかも知れない、これを罷免することはできない。結局委員会の不信任的な空気というものは公に、法律的に、或いは制度的に何らの意思を表示することはできない、こういうふうな了解してよろしうござい

○政府委員(斎藤昇君) 法律的には御

所見の通りでございます。併し私どもの見解といたしましては、こういつた五人の公安委員と一人の公安委員長、結局六人で構成される公安委員会、而も国会の同意を得られた公安委員のかたゝと委員長との間がうまく行くか行かないか、これを法律問題によつて解決をしなければならぬ問題であるかどうかと考へますと、さういふことは考へておりません。恐らく政治問題、事実問題として適切な処理を行われるものとかう考へております。

○松澤兼人君 政治問題として適切な

方法がとられるという事は、或いは国会におけるその大臣の不信任ということになる。併し与党がたゞさんであるれば、その行動というものは信任されるわけだ。何かこれをチェックするやうな方法がなくて、改正法のようなういう制度を置くという事は危険極まることじやございせんか。

○政府委員(斎藤昇君) さうな運営

にはなるまいと政府としては考へていないのであります。若しどうしてもやはり法律にさういふ規定が必要だということ、誠に残念な事柄ではありますが、若し万一さうな事柄が起れば或いはさういふ規定を必要とするかも知れませう。政府の考へたさういふ規定を置くと、さういふことによつて解決をするやうな事柄が起らないやう、政治的に適切な処理されるべき問題で、又処理されるものである、かように考へております。

○委員(内村清次君) ちよつと懇談

にしたいと思ひますから、速記をやめて。

【速記中止】

○委員(内村清次君) 速記を始め

て。それで暫時休憩をいたします。

午後零時二十四分休憩

午後六時八分開会

○委員(内村清次君) 休憩前に引続

いて地方行政委員会を開会いたします。質疑を……

○加瀬完君 先ほど長官は、公安委員

長が国務大臣であるために、事実上公安委員会との意思の疎通を欠き、或いは公安委員長自身が非難されるべき問題が生じた場合は、政府はこれは政治問題、事実問題として論議すべきものである、さういふお話があつた。併しながら当然政治問題として論議されるやうな要素、或いは事実問題として処理しなければならぬやうな要素、さういふ要素を含むところの国務大臣の

公安委員長というものは、さういふ危

険性を侵してまで法定しなければならぬという理由はどこにありませうか。○政府委員(斎藤昇君) 私はこの制度に当然その要素は含んでいてと申し上げたものではございせん。たゞ、大臣も説明しておられますように、国務大臣は政府の正しう治安に対する見解というものを反映せられるというこ

とでありまして、当然にこゝで意見

の対立を来たすという事を前提とはいたしておらないのであります。公安委員相互の間にも意見の違ふことは、これはあり得ることでございます。か

ら、従つて先ほどのお尋ねはさうい

つたやうな場合があつたらうかとい

うお尋ねでございまして、これは政治

的に良識的に然るべく解決をみるもの

だ、かように申し上げたのでございま

す。

○加瀬完君 ほかの方面からその点を

伺います。たゞ、政府当局は国家公安委員長は性格というものを公正取引委員会、或いは又首都建設委員会、こ

ういふものと同じように考へておりま

するが、これらの委員会も勿論大切な

ものではあります。が、国民の側に対

しまして政府の介入、或いは政治的中

立性というものは、公安委員会とこれ

らのものが同位で考へられるとお考へ

になりますか。

○政府委員(斎藤昇君) これも御答弁

申し上げますように、私は公正取引委

会では国務大臣が表決権を持つており

ますけれども、この委員会では表決権を持たないやうにしたほうがよろしかろうと、かような見地から立案をいたしたのであると、かように申し上げたのであります。

○加瀬完君 あなたの今までのお答え

は、例へば旧来の町村議会において、町村長が議長を務めておつた、こ

ういふやうな形もあり得るのだとい

うので、形式的に国務大臣が公安委員長を兼任することは当然であるとい

う御説明に、公正取引委員会或いは首都建設委員会というものが持ち出され、使

われておつた。今の問題の町村長が町

村議会の開催のときに議長を兼ねたとい

うことをあなたはこれは正しい方法

だと、形式だとお考へになつてしま

すか。

○政府委員(斎藤昇君) 私はこの公安

委員長に国務大臣を当てる妥協性を立証するために、その例を引いたものではございせん。御質問はさういふ一体

法理論があり得るかという、法理論

のお尋ねでございまして、法理論

としてはさういふ例がございまして

いのでその例を挙げたのでございま

す。勿論委員会の性質というものは、

町村議会とか他の委員会と全く違

うわけでありますから、さういふ妥協性を立証するために申し上げたのではな

いのでござい

○加瀬完君 それにしても、町村長が議長を兼ねるといふやうな方法は、民主主義の原則にはあつたものだとい

うので現行のやうな制度が考へられ、こ

れが進歩した法則として誰からも認めら

れておる。又それは立場を棄てます

が、行政委員会というものの、各委員

によりまして、合議制によつて行政が

運営されるという事を建前にしてお

る行政委員会の性格というもののから

しても、国家公安委員長というもののこ

の立場というものは、甚だおかしな存

在だといふことから何回も質問が繰返

された。さうすると町村長だつて議長

を今までやつておつたじやないか、こ

ういふ御答弁、これではあなた、今

から見れば甚だ不完全な一つの建前と

いうものを是認してかかるというふう

に聞える。こゝでも一回質問を改め

ますが、さういふ方法、町村長が議長

を兼ねるといふやうな方法よりは、行

政委員会の方が優れた組織である

と、さういふふうにはお考へになつて

おられないのですか。お認めになるの

といたしますならば、委員長に國務大臣を充てないほうがよろしいわけでありませう。併しなから一方警察の事務は、政府の政治責任ということも考えなければならぬので、さような見地から、普通の委員会としては例外ではございませうが、政府の政治責任、そして事務の政治的中立性というものを両方満足させるための組織といたしまして、この制度を提案をいたしましたのであります。これが最も適当な両方の条件を満足せしめ得るものだと、かように政府は考へてゐるのでございませう。

○加瀬亮君 適當な、両方の条件を満足するというのは、それは政府がたびたび繰返される説明であります。我々はその両方の立場とか、或いは適當な方法であるということに満足しかねる。そこで改めて伺いますが、公安委員会の決定に対して大臣は責任を持つというお話であります。そう了解してよろしいですか。

○政府委員(斎藤君) 大臣は委員長として代表するわけでありませうから、その決定いたしました事務を通過するとか、或いはそれを執行するとかという意味においては、責任を負わなければならぬと思ひます。

○加瀬亮君 公安委員長である大臣は、委員会の意思決定には参加されないという、こういう御説明がありましたが、それをその通りに了解してよろしいのですか。

○政府委員(斎藤君) 採決権を除きましては表決権はございませう。

○加瀬亮君 そうすると、国家公安委員長は他人の、公安委員会の意思に対して責任を持つことになるが、自分の意思でもないものに対して、自分の決定でもないものに対して、委員長が委員会に責任を持つということとは一体どういうことになるのですか。

○政府委員(斎藤君) これは合議機關のまゝ民主的な原理でありまして、自分としてはむしろ反対投票をして、他のほうの意見が過半数であるならばそれに従うわけでありませう。従いまして、投票はいたしませんでも、委員会の構成メンバーであります以上は、委員会で決定せられたことに従うというのには當然だと思ひます。

○加瀬亮君 そうすると、大臣が国家公安委員長として治安責任を持つのだというところであるが、委員会の意思決定は必ずしも大臣の、或いは政府の意思と同じようには作用しないわけであるから、治安責任という面からいへば、實際は何ら關係が生まれて来ない、關係性が非常に薄いということになるけれども、この点はどうか。

○政府委員(斎藤君) お説の通りさうでありますから、治安責任というものを本當に明確にしようというならば、独立の機關といたしまして、例えば警察庁長官を國務大臣にするということが最も徹底するわけでありませうが、これを徹底いたしますと、政治的中立性が失われますから、さうな意味合ひで、政府の考へ方というのが十分反映できなくともこれは止むを得ないと思ひます。

○加瀬亮君 公安委員長にお尋ねをいたします。只今までの国家公安委員会の運営で、現状の委員会の制度では政府との意思の疎通は図れない。どうじても公安委員会というものは改造改革をしなければならぬ。こういうふうにお考へでございませうか。

○政府委員(青木均一君) 現行法におきましては、御存じの通り行政官制の原則としてやつておりました。公安委員会が設けられております事務の範圍というものは、今度改正をもうくろみようとされております改正案に比へますと、非常に狭いのであります。それで政府との關係におきましては、さほど密接な連絡といひますと語弊がありませうが、内部に、構成委員の一人として政府の人間が入らなくても、何ら差支えないように私どもは考へております。ただ改正法になりますと、運営管理まで及びまして、そうして運営管理になりますと、政府の政策というものと相当治安というものが密接な關係を生じて来て、爾後に一切のものがわかつて、それで何ら差支なく進行すれば結構と思ひますが、若し事前に政府の施策等において我々が了承することができれば或いは更にいいんじやないか。又政府としても委員会に事前においていろいろの政策の内容等についてこれは説明する機会を持つことがあればなお更にいひたいかということも考へられます。かたゞ只今まで強いて言へば一つの欠陥としては、内閣と予算の關係で誠にどうして外部の機關のような感じで、粗略といふほどではなからうか、何か予算關係においてはしつかりした連絡が幾分つきがたい点もないことはない。さうな点も

○加瀬亮君 公安委員長にお尋ねをいたします。只今までの国家公安委員会の運営で、現状の委員会の制度では政府との意思の疎通は図れない。どうじても公安委員会というものは改造改革をしなければならぬ。こういうふうにお考へでございませうか。

○政府委員(青木均一君) 現行法におきましては、御存じの通り行政官制の原則としてやつておりました。公安委員会が設けられております事務の範圍というものは、今度改正をもうくろみようとされております改正案に比へますと、非常に狭いのであります。それで政府との關係におきましては、さほど密接な連絡といひますと語弊がありませうが、内部に、構成委員の一人として政府の人間が入らなくても、何ら差支えないように私どもは考へております。ただ改正法になりますと、運営管理まで及びまして、そうして運営管理になりますと、政府の政策というものと相当治安というものが密接な關係を生じて来て、爾後に一切のものがわかつて、それで何ら差支なく進行すれば結構と思ひますが、若し事前に政府の施策等において我々が了承することができれば或いは更にいいんじやないか。又政府としても委員会に事前においていろいろの政策の内容等についてこれは説明する機会を持つことがあればなお更にいひたいかということも考へられます。かたゞ只今まで強いて言へば一つの欠陥としては、内閣と予算の關係で誠にどうして外部の機關のような感じで、粗略といふほどではなからうか、何か予算關係においてはしつかりした連絡が幾分つきがたい点もないことはない。さうな点も

○加瀬亮君 公安委員長にお尋ねをいたします。只今までの国家公安委員会の運営で、現状の委員会の制度では政府との意思の疎通は図れない。どうじても公安委員会というものは改造改革をしなければならぬ。こういうふうにお考へでございませうか。

○政府委員(青木均一君) 現行法におきましては、御存じの通り行政官制の原則としてやつておりました。公安委員会が設けられております事務の範圍というものは、今度改正をもうくろみようとされております改正案に比へますと、非常に狭いのであります。それで政府との關係におきましては、さほど密接な連絡といひますと語弊がありませうが、内部に、構成委員の一人として政府の人間が入らなくても、何ら差支えないように私どもは考へております。ただ改正法になりますと、運営管理まで及びまして、そうして運営管理になりますと、政府の政策というものと相当治安というものが密接な關係を生じて来て、爾後に一切のものがわかつて、それで何ら差支なく進行すれば結構と思ひますが、若し事前に政府の施策等において我々が了承することができれば或いは更にいいんじやないか。又政府としても委員会に事前においていろいろの政策の内容等についてこれは説明する機会を持つことがあればなお更にいひたいかということも考へられます。かたゞ只今まで強いて言へば一つの欠陥としては、内閣と予算の關係で誠にどうして外部の機關のような感じで、粗略といふほどではなからうか、何か予算關係においてはしつかりした連絡が幾分つきがたい点もないことはない。さうな点も

○加瀬亮君 公安委員長にお尋ねをいたします。只今までの国家公安委員会の運営で、現状の委員会の制度では政府との意思の疎通は図れない。どうじても公安委員会というものは改造改革をしなければならぬ。こういうふうにお考へでございませうか。

○加瀬亮君 よくわかりました。そうすると現行法において国家公安委員会に國務大臣、或いは又政府側の公安委員長というものを据えようとする要素は何もない。併し改正法になると、政策と治安というものを結び付ける關係から、それから予算を充分に獲得する目的から、やはり国家公安委員長に大臣がなつたほうがいいであらう、こういう御見解のようでありませうが、そうすると一体政策と治安というものと密接に結び付けばこそ、国家公安委員長に大臣を必要とする、こういうことになる。ところが政策と治安というものが密接に結び付き過ぎたことになる。それは國民の利益ということと、政策と治安というものを結び付けた警察行政というものが、政策というものと強力に結び付いたときは、國民の利益と必ずしも一致するということにならない。これは如何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私からお答へいたします。政府の政策が國民のためにならないという前提でございませう。或いは御所見のようになりますが、政府というものは民意を代表し、選挙によつて選ばれた国会議員の中から總理大臣が選ばれ、又大多數の關係がその中から選ばれるのであります。その意味において民意を代表しておるものである、こう考へております。

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

る。社会黨の政策ならば社会黨の政治偏向といふものは当然出て来る。併し治安というものは警察行政といふものは、そういう政治偏向には侵されてはならん場面といふものが当然ある。そういう問題が政策と治安というものを結び付けるという關係から申しまして、余りにも強化されるとは犠牲になつて来ることがあり得ないか。公安委員長にお答へを頂きます。

○政府委員(青木均一君) 私の言いましたことは、真意が誤り解釈されていまして、甚だ残念でございませうが、政府の政策を知つて、それを委員会が得て実行する。政府の政策に協力するとか、そういう意味ではなくて、何も知らないでおるよりは知つたほうがよいではないかといふ、事前にできるだけ知つたほうがいいではないか。公安委員会としましては、關係が委員長になるうがなるまいが、恐らく現行法においても改正法においてもさうでありませうが、独自の見解で政府の政策に左右されず勿論やると思ひます。

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

○加瀬亮君 政策というものは政治偏向というものが当然ある。自由黨の政策であれば自由黨の偏向といふものが当然あるからこそ自由黨の政策にな

れないという形では困るから、消極的にやはり委員会に顔を出して、よくその模様、実情を知りたいというのが一番大きな今度の改正の観点ではないかと解釈しております。さような意味合いにおいて、私ども政府によつて、閣僚が委員長になることによつて、その政策をどうするかどうかということはちつとも考えておられない。事前に必要なことが知れば我々が判断する上に非常に都合がいいのではないかと考えております。

○加瀬亮君 行政委員会というものは、当然国民にとつて政府と同様な立場で、責任あるわけでありますから、公安委員会であるならば、政府の政策がどちらの方向を向いているだらうか、或いは国民の動向がどちらの方向を希望しているであらうかということ断がなされておるはずのものだと思つた。それ以上結局良識ある全国から選ばれた公安委員のかたゝに、關係が公安委員長として公安委員会の中に顔を出さなければ政策がわからなかつたり、政府との連絡がとれなかつたりすることは、常識で考えてあり得ないと思う。ということは現状において今公安委員長さんがおつしやつたように、現状においても連絡がとれている。併しもつと密接に連絡をとりたい。逆に言うならばもつと密接に連絡をとりたということは、もつと政府の政治的な傾向というものを公安委員会の中に持込みたいというふうに解釈できる。現状においてやつて行けるのに、予算をとる方法とか、或いは更だ密接に連絡する方法というものは、公安委員会というものを現状のままにしておいて

結び付けるのと、もう公安委員長は國務大臣という形にして改正法のように結び付けるのと、どっちが公安委員会の健全な発達というためにとられるほうがよい道ということになりましようか。

○政府委員(青木均一君)　いろ／＼御
 解釈もあると思いますが、私どもも公安
 委員会は公平中正な不偏不党な行政委
 員会と存じて、又委員もそのつもりで
 行動しております。将来においても恐
 らく変りないと思っております。従
 しまして、仮に委員長が国務大臣にな
 るうと、その方面の弊害ということは私
 ども余り頭に突は入れてはおらないの
 で、むしろ連絡の特徴、その他の問題
 これだけを頭に入れて、余り御指摘の
 点を心配しておりませんです。實際の
 現状においてはさような御心配の点は
 余りないので……。

○秋山長造君　そうおつしやると、私もちよつと公安委員長にお尋ねしなければならないのですが、この國務大臣を國家公安委員長に据える理由は、別に他意はなくて、ただ政府と無關係に、公安委員会が運営されていて、そうして政府が何を考へておるかわからんよりはわかつたほうがいい、又政府自身としても公安委員会が何を考へ、何をやつてゐるかということを知らずにいるよりは知つたほうがいいという程度の極めて消極的な、お言葉のような理由にとどまるものならば、何もこの法案に書いてあるように、わざ／＼民主的行政委員會の原則を崩してまで國務大臣を、委員ならざる國務大臣を公安委員長に据える、そうしてその人が表決権こそ持たないけれども、採決権は持つ、そして又國家公安委員会を総理

し更にこれを代表するというような強い権限と発言権とを新しく認めるといふようなことでなくとも、おつしやる程度のただ知らんよりは知るはうがいいという程度の意味しかないならば、特にそのために民主的な運営、政治的な中立というものを保障さるべき国家公安委員会の委員長に、わざわざ一新長官にもお尋ねしたのですが、警察担当の国務大臣が必要であれば国家公安委員会に出席をして、会議に出席をし

て発言をすることができるといふ程度
の途を開くことで十分ではないか。そ
れ以上になぜその程度の理由のため
にわざ／＼こういう新しいやり方を
するのであるか。その点が今の公安
委員長の御説明では納得いかないの
であります。やはり今おつしやるよ
うなことで、実は、たゞうわべの飾
りであつて、実際は

この公安委員長に国務大臣を据えらるゝ、
いうことの狙いは裏に隠されておる、
他にあるのだということをおぼるを得ないであります。その点について
公安委員長の見解を重ねてお伺ひした
いと思います。

○政府委員(青木均一君) 知らないよ
う知つたがよいというような意味では
なくて……。

○秋山長造君 いやそうおつしやつ
た。あなたの言葉通りのことを……。

○政府委員(青木均一君) 言葉のあや
ですが、事柄というものはいきなり無
条件に何も知らないということに出
されるよりは、前後の事情その他につ
いて一応知つておいたほうが判断がし
いといふのが一応頭にあるものです
からそう申上げたのであります。公
安委員会に内閣の大臣が傍聴者として

おればいいじやないか、これも我々も考えてお勧めして実際に実行しておるのです。ちよい／＼そういう機会を持つております。併し私が考えるのには、どうもこれは内閣の組織と言いますか、或いは日本の政府の一つの慣習と言いますか、ともかく外部でそういう形をするよりも、内部に入つてやつたほうが万事に緊密に、非常に身内の指揮一切のことを連ぶ傾向があるものですから、そういう意味において今の大臣が委員長にもなることは、そ

のいい意味の緊密化ということではでき
るのじやないか。先ほどちよつと御指
摘になりましたそのために内閣の政策
に左右されるということとは全然私ども
考えておらないので、今申しました
意味の連絡がつくのじやないか、か
ように考えておる次第でございます。

○加瀬亮君　長官でも大臣でも……。

第六條の二項に「委員長は、会務を総理し、国家公安委員を代表する。」ということが書いてありますが、代表する」という代表権は、決議執行の裁量権まで含んでおるのかどうか。

○政府委員(斎藤男君) 決議執行の裁量権とおつしやいますと、例えば或る事柄を決議をした、そしてこれを或る機関に伝達をする、その伝達の方法は委員長にお任せをいたしますということになれば、執行の裁量権は渡されたことに相成ります。併しその執行の仕方はこちら／＼こういう方法で執行してもらいたいという委員会の決議になれば、その方法によつて執行しなければならぬ。かように考えております。

○加瀬完君 これは大事なことでありますから重ねて伺いますが、結局委員

う細かいところまで決定されるという細かいはなくて、或る程度の一つの枠がきまると思ひます。少くも裁量権というものが相当残されるのじやないかと思ひます。委員会で決定した決定前の枠内における裁量権というものは委員長にあるのか、ないのか。

○政府委員(斎藤勇君) さような権限はございません。大綱をきめますその大綱に従つてこれを執行すべしということが警察庁長官に明示せられるわけ

であります。その錠餅内で細目を執行いたして行くのが警察庁長官であります。

○若木勝蔵君 先ほど公安委員長のおっしゃったことは、私極めて重大なことだと思ふ。というのは委員長に国務大臣を入れるということは、いわゆる政治と政府の政策を直結させる

うに考へているか。

○国務大臣(小坂善太郎君) その点はしばし／＼申上げていますのであります。が、決してそうしたものではないのであります。公安委員会の良識というものが警察庁長官を管理するのであります。まして、国家の治安に関する意思を直結するわけではございません。

○若木勝蔵君 それでは公安委員長の見解と違ひが、この点はどういうことになりますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) そういう見解をされると甚だ困るのであります。が、これは決して公安委員長の意思、即ち國務大臣の意思が公安委員会に入するのではなくて、よい意味で反映するのである、こう申したのであります。

この点については具体的に公安委員長からもお示しがありましたように、公安委員会の良識というものがあつて、これが判断を下して行く、併しその場合に唐突にいろ／＼なことの判断をされるよりも、その事柄の次第によつては政府の意思というものを、政府がどういう意図を以てこの事柄を行いつつあるか、一般の政策等についての意見を聞いておくということが、物事の別断により一層正しい正確なものをなし得る参考になるであらう、こういう意味であります。そういう意味で、よい意味で政府の意思が反映する、こう申しているのではありません。

○若木勝蔵君 公安委員長の見解を伺いたい。

○政府委員(青木均一君) 只今小坂担当大臣から御答弁のあつた通りでございます。同じでございます。

○若木勝蔵君 私はそのように聞きとれない。あなたの先ほどの御答弁から言つたら、これは明瞭に公安委員会の独立というものを認めておらない。結局治安の維持というふうなものは、これは政府の政策と直結して、政府の政策によつて治安対策というものはいろいろ治安維持の方法が出て来る。こういうふうになつたら、これは全く警察というふうなもの、政治的中立性というものはなくなつちやう。あなたの見解をもう一遍聞きたい。はつきりその点を御答弁して下さい。

○政府委員(青木均一君) 只今の政府の政策とは決して関係なく、我々は公正中正に警察の中立性を維持すべく現在も努力しておりますし、恐らくこの改正法においても、公安委員会というものはそういう役目であらうと思ひます。

す。私は、政府の政策については勿論常に公安委員会の委員は大体においては知つておりますけれども、その進行の過程においていろ／＼詳しい連絡のあるほうがいいんじゃないかというふうな意味合のことを申し上げたと思うのであります。政策と決して直結していいというところはございません。

○加瀬亮君 併しなからですね。現状の公安委員会というものは、遙かに政府と密着するということ意味で、公安委員長を借るならば、政府の政策を一層理解するということ意味で密着な関係を公安委員長の国務大臣によつてとらうとする方向ということとは、そう了解してよろしうございませう。

○国務大臣(小坂善太郎君) 政府は国会に対して連帶して行政上の責任を持つており、治安に対する考え方についても政府は責任を持つておられますけれども、その責任の明確化をそのまゝに強く押し参りますれば、政府の担当が警察権を行うということになりますので、それでは警察の持つ中立性というものが侵犯される。そこで公安委員会という国会によつて承認された良識あるかたゝに五年間の任期を保障して、思ふ存分その思うところに従つて警察を管理して頂く、こういうことになつておるのであります。併しそれが全然無関係であつてはならないので、政府の国務大臣が委員長となつてこの場合表決権を持つておられますので、直接そうした意思を介入することなく、その政策を判断し、常時御判断を願う。又政府においても公安委員会の御考えを伺つて、そしてそれを閣議等に反映せしめるといふことで緊密なる連絡を保つ、こういうことを申しておるのであります。

なる連絡を保つ、こういうことを申しておるのであります。

○加瀬亮君 その御説明はたび／＼承つておりますからよくわかるのであります。問題は總体的な問題なんです。現行の公安委員会の性格からは改正法の公安委員会の方が政府の政策を理解するということ意味合において政府と一層の密着性を持つと努めていこうと思ふ。それは中立性の侵犯とか何とかいう下心で聞いているのではない、そのままで受取つてお答え頂きたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) そういう方向であるのであります。ただ密着性と申しますと、密着性はびつたりくつ／＼といふことであつて、びつたりくつ／＼といふことではない、さうに御了解願います。

○加瀬亮君 それで、これは公安委員長と大臣と二人に伺いたいのではありませんが、新しい刑事訴訟法によりまして、この訴訟権と捜査権というものを同じような同位置において考へていける、そして捜査権について警察行政というものを高く評価しておる。今までのように検事に隷屬したところの警察ということではないわけですか。今度のように……、こう申しましたら、その捜査権というものを本件とする警察行政において、それは検察庁のごとくやはり政府から完全に中立を維持して行かなければこの捜査権の完全なる執行ということはできないわけですか。今度の場合こゝろにふたつな関係になります。捜査権の完全なる執行というものと、現状よりも若干政府の影響というものが強くなつて来るという御心配は公安委員長並びに大臣は一つもお考えになつておらなかつたのか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 個々の捜査につきましても、これは国家公安委員会には権限はないのであります。検察庁の場合にはこれは政府の機関であります。政府の直接の機関でありまして法務大臣の指揮下にあるわけであり。この場合は府県の公安委員会がその独自の判断において府県の本部長を管理して行く、こういうことなんであります。

○加瀬亮君 公安委員長。

○政府委員(青木均一君) 政府が捜査権について介入するということは考えられません。

○加瀬亮君 考えられるとか、られないとかいふことをお聞きしているのじやないのです。都道府県の公安委員会が都道府県の警察官を管理する、都道府県の公安委員会に対しては中央が指揮監督することができるといふことになりまして、これは国家公安委員会或いは国家公安委員長の意思というものは、今まで現行法よりも遙かに下のほうに墮ちていく持つて来ているわけであつて、そして国家公安委員会の改正法による性格は、政府と或る密着とは申しませんが、或る程度関係を強めるということであつて、それが完全なる今度ほどの捜査権の執行の、警察官にとりまして何ら支障がないということになり得るか。理論的にやない、現行法と比べて捜査権の執行というものがどつちが身分が完全に保障されて、思ふ存分に捜査権を執行できるか、現在の警察官とこゝろにふたつな関係になり、政府なりという墮ちた程度政策なり、公安委員会というものによつてその下部に置かれていく警察官と、こゝろにふたつな完全公安委員長としては捜査権の執行

という警察官の立場においてこれは遙かに捜査権の執行上いふ方法だ、こゝろにふたつな中立を維持すべきじやなくて、政府と密着すべきだ、こゝろに御見解に立たれるか。立たれるというお言葉であるので私は臆に落ちないの、又念を押して伺います。

○政府委員(青木均一君) 現在と何ら変りないと思つておりますが、この点詳しいことは長官のほうから御説明させていただきます。

○政府委員(斎藤昇君) 国家公安委員会の管理下にある警察官長官が都道府県警察の指揮監督いたします内容には、個々の事件の個々の捜査の指揮は入つておりませんから、さういふような影響が及ぶことのないことは当然でございます。ただお尋ねの点は恐らく気分的に何か公安委員長に国務大臣が入つて来られたといふことで、気分的に何か政府のほうにひききをするような捜査をやられるではないか、かようなお話ではなからうかと存じますが、これは第一線の警察官を指揮監督し管理をしておりますのが都道府県の公安委員会でございますから、さういふ私は臆れはないと思つております。

○加瀬亮君 それは現状においてはなにかいふことだらうと思ひます。又あつてはならないのであるといふことが前提になければこゝろにふたつな関係になり、併しこの法文をそのまま解釈して、捜査権に対して政府が介入しようと思つたとき、自由党内閣とは言わない、何らかの内閣ができて、強引にこゝろにふたつな関係に取つて捜査権の介入しようと思つたときこの法文上絶対にできないといふ裏書がどこにあるのですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) できませ
ん。十六条に「警察庁の所掌事務につ
いて、都道府県警察を指揮監督する。」
といふことがございますが、この所掌
事務の範囲は五条二項に書いてござい
ます。その範囲内でございましてからそ
ういふ御心配は要りません。

○笹森順造君 関連質問。今のところ
ですね、私もこの前ちよつと気になつ
てお伺ひしたのですが、五条の二項の
ところにある十二号でございまして、
「前号に掲げるものの外、警察行政に
関する調整に関する事」と。これを私は
実は氣にしまして、丁度今加瀬さんのお尋
ねになつたことを実は聞いていたんで
す。で、この五条はここに掲げてあり
ますように、これは警察庁の庁内の警
察行政の調整のみでありますかといふ
ことをもう一度お聞きしたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) これは警察庁
の中の仕事の調整ではありませぬの
で、意圖してありますのは、都道府
県の警察相互間における調整、都道府
県の警察運営についての調整というの
が主でございまして。さうに御承知願
いたいと思ひます。

○笹森順造君 そこがつまり私どもが
問題にしているものであります。この
五条の二項は「警察庁を管理する。」こ
う書いておつて、一、二、三、四と書
いておつて、今の十二が出て来るわけ
で、それでは今お話の通りに警察行政
に關することは、あなたの今の長官の
お話では、都道府県公安委員会の下に
ある警察の行政をも調整することの適
用になるのか、かういふことです。

○政府委員(斎藤昇君) さうでござ
います。それは都道府県の公安委員会
が都道府県の警察を管理しております

から、従つてこの調整と申しますの
は、都道府県の公安委員会のまの権能
と言ひますか、行ひまする事柄を調整
するわけでございます。

○笹森順造君 そこで今のこの十二号
にありますが「警察行政」といふこと
は、それでは今お話の通り都道府県公
安委員会の下にあるその警察行政とい
ふことも今のあなたのお話では調整と
いふことの中に入つて来るのじやない
か、そうすると先ほど加瀬さんのお尋
ねになつてゐるうちに、この前に掲
げております、この国家の行ふべ
き、国が行ふといふことを言つており
ながら、そこには何かの調整という名
の下にここに介入して来る、さういふ
危険がある。かういふことを実は私
どもは心配してゐるので、その次の三項
の中には「緊密な連絡を保たなければ
ならない。」これだけで十分ではない
か、わざ／＼調整という言葉を使われ
たために、この警察行政に対して介入
する意圖がここから起つて来る心配を
しておりますので、その辺が明確にな
らなければ、今の御答弁だけでは私
どもも懸念が残るのでそれをお尋ねす
るのです。それじやその警察行政に關
する調整といふものの内容をもう一通
お話を願ひたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) 例へば警察に
關係のある法令の統一的な解釈であり
ますとか、或いは或る条約が結ばれ
た、その条約について各都道府県の警
察はどういうように措置をしなければ
ならないかといううなことにについて
の措置の統一的な事柄を連絡をする
といううなことでありますとか、或い
は例へば捜査の面につきましては、こ
ういふ場合が起り得ると思ふのであり

ます。紙幣の偽造事件が全国的にあ
る。その同一と思へる系統の事件をA
の県でもやつてゐる、Bの県でもやつ
てゐる、Cの県でもやつてゐる、併し
これはどうもBの県がこの犯罪につ
いては中心地であるといううな場合
にて、お互ひに譲り合つてBの県を中心
にしてやればよろしいわけでありま
す。お互ひに権限を主張し合つてな
かなか譲り合ひない。捜査がうまく行
かぬやうな場合に、Bの県を中心とし
てやつたらどうかという調整をする
といふうな事柄が行われるのでござ
います。従ひまして個々の犯罪事件につ
いて、かういふうなものの捜査に着
手するのにはこちらの指示をしなければ
ならないといふうな、かういつた
指揮権はこの中には當然含まれませ
ん、この法案の中にはさういふものは
ないわけでありまして、従つてなほ十
一、十二は事柄の性質上指揮監督とい
うものも入らないのでありまして、ま
あ注意を喚起をするという程度であり
ます。都道府県の公安委員会の自主性
を損はずに中央から連絡をするといふ
のが十一、十二の規定でございまして。

○笹森順造君 いや／＼お話でわから
なくなつたのですが、十二の次に三の
項がございまして、そこには緊密
な連絡をとる、今のお話では連絡をと
るのだ、さうすれば十二号の調整はな
くても連絡はとれるじやないかといふ
ことをお尋ねしてゐる。今の長官のお
話ではやはり連絡をとるといふこと
です。もう少しお尋ねの内容を申します
から……

○政府委員(斎藤昇君) この第一項だ
けでもよろしいのかも存じませぬけれ
ども、第三項の趣旨はむしろ都道府県

の公安委員会とそれから国家公安委員
会は絶えず何と言ひますか、精神的な
繋りを持つように常時親善の關係にあ
ると申しますか、といううにしてお
るほうがよろしいといふ、これはま
道徳的な規定でありまして、これを
特に考へましたのは都道府県公安委員
会を指揮監督したり、或いは調整をし
たりしますのは警察庁長官でありま
す、その長官を監督してゐるのが国家
公安委員会でありまして。そこで国家公
安委員会のまの意圖といふものを長官
が果してそのまゝに都道府県の公安委
員会に移してゐるかどうか、国家公安
委員会の意圖に反したうな事柄をや
つてはならないかといふうな事柄につ
いて中央、地方の公安委員会同士が
互ひに緊密な精神的連絡がとれてお
りますと、監督上非常によろしい、い
ゆる警察の行政が警察庁長官、都道府
県本部長とこの管理の組織を通つ
てその間に中央地方の公安委員会の意
圖でないうな事柄を若し行なつて行
くとすれば、これはこの警察法の根幹
を揺がすものでございまして、特に
その点を強調いたしまして、公安委員
会同士は中央地方常に緊密に連絡をし
ておるうちに、かういふ趣旨でありま
す、個々の事務的な事柄を規定した
ものでは第三項はないのでございま
す。

○笹森順造君 それはあとの三項の御
説明なんです。私のお聞きしてござい
ますのは、十二のところにあります「調
整に關すること」とある。これをお尋
ねしてゐるのです。そこでその調整と
いふことには、つまり先ほどのお話で
これは都道府県の公安委員会の下にあ
る警察の行政をも調整するのだといふ

お話ですから、さうすると、その調整
といふ言葉が、一つの調整権といふも
のでもあるのでございまして。例へば
先ほどお話のありました犯罪の捜査な
り或いは又実際の取扱いについて、都
道府県の警察においとお互ひに譲り合
うとか話し合ふとかいふことをするの
だが、ここで第五条の二項による警察
庁のする仕事を管理するものの中にあ
りますその調整といふことは、何か調
整権といふうなものがあつてどうし
ても従わなければならないように、そ
の下に都道府県の警察行政といふもの
は左右せられるのか、さういふ調整権
といふものは、絶対に従ふべきものであ
るのかないのか、若しあるとするなら
ば、介入するといふうな意圖がある
からその点をお尋ねしてゐるのです。
その答へは今までない。

○政府委員(斎藤昇君) これは先ほど
申しましたように、調整には指揮監督
は含まない、かうに解釈をいたして
おります。調整権といふうな権限的
なものではないと御了承願ひたいと思
ひます。

○秋山長造君 関連して、その十二号
の「調整に關すること」については指
揮監督はしないのですか。
○政府委員(斎藤昇君) さうでござ
います。

いう結論になるのですが、如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは項目の性質上指揮監督の伴うものと伴わないものがあるのでございまして、例えば第一号の警察に関する諸制度の企画及び調査に関する件、これにつきましては指揮監督は伴わないことは当然だと思ひます。又十一のごとく任用、勤務及び活動の基準、これは基準でございまして、大体その基準に従つて都道府県は実行をいたすというわけでありまして、これは基準でありますから、それよりも若干上廻つたり下廻つたりすることがあるのであります。第十二号の調整は、これは結局事務的な連絡というふうな意味合であります、この調整に従わないといつてこれは法律違反をやつてゐる、法令違反をやつてゐる、従うべき義務に従つていない、かような解釈にはならないのでござい

ます。

○秋山長造君 そういたしますと、第一号だとか、十一号だとかいふのは、ただ基準を示すだけであるから、それについて地方が従わないからといつてこれを強制する術はないから指揮監督権はないのだ、こういうことですか。

○政府委員(斎藤昇君) 事柄の性質上基準とか或いは調整に関することといふものの中には指揮監督権は含んでいない、こう申してゐるのでござい

ます。公安委員会に対して指揮監督権のあるものにつきましても、これに服従しなかつた場合に強制する措置はござい

○秋山長造君 若しそうでありますならば、なぜ指揮監督権をし得る項目と指揮監督の範囲外の事務とを截然と法文の上でお分けにならないのですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは国家公安委員会及び警察庁の権限のあります事柄につきましても、事柄の性質上当然指揮監督の伴うものもあるし、伴わないものもあるというわけでありまして、これについては指揮監督を含まない、これについては指揮監督を含みます、かように書いてもいいわけでありま

○秋山長造君 事柄の性質上とおつしやいますけれども、併しこれは事柄の性質上当然そうなるかどうかはわから

○政府委員(斎藤昇君) 法制的に読み

まして、これには誤解を生ずる虞れがないと、かように考へております。

○笹森順造君 それはちよつと……お答えは大変矛盾しているんじゃないかと思ひますが「警察庁長官は……都道府県警察を指揮監督する」という項目があることはさつき秋山委員の言われた通りありますわけですね。そうして警察庁のやる仕事が今の第五条にすつと羅列されておる。その中に一から十

二まである。そうすれば当然そのものがその中に入るんじゃないかという疑ひで、而もその中に調整という言葉は、それは指揮権の中に入るんじゃないのだと言ひますけれども、そこでその次にあります三の三の連絡といふことならば、私もよくわか

○委員(内村清次君) 速記をとめて。

○委員長(内村清次君) 速記をつけ

お答えを願ひます。

○政府委員(斎藤昇君) その調整といふ言葉の意味は、その調整を受けるという立場にある者の自主性を失わしめ

○委員(内村清次君) 速記をとめて。

○委員長(内村清次君) 速記をつけ

○委員長(内村清次君) 速記をつけ